



202202

# クリーンウッド法に係る木材関連事業者 登録について

(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)

登録実施機関

一般社団法人北海道林産物検査会

# 木材関連事業者の登録

1. 登録実施機関
2. 登録の流れ
3. 事前相談
4. 登録申請書提出
5. 申請書の受理・不受理、手数料納入
6. 審査、登録の可否、結果通知
7. 登録、登録証発行、公表
8. 年度報告、更新



# 1. 登録実施機関

北海道林産物検査会は、平成30年11月27日付、クリーンウッド法に基づく登録実施機関に農林水産省、経済産業省、国土交通省から登録を受けた。

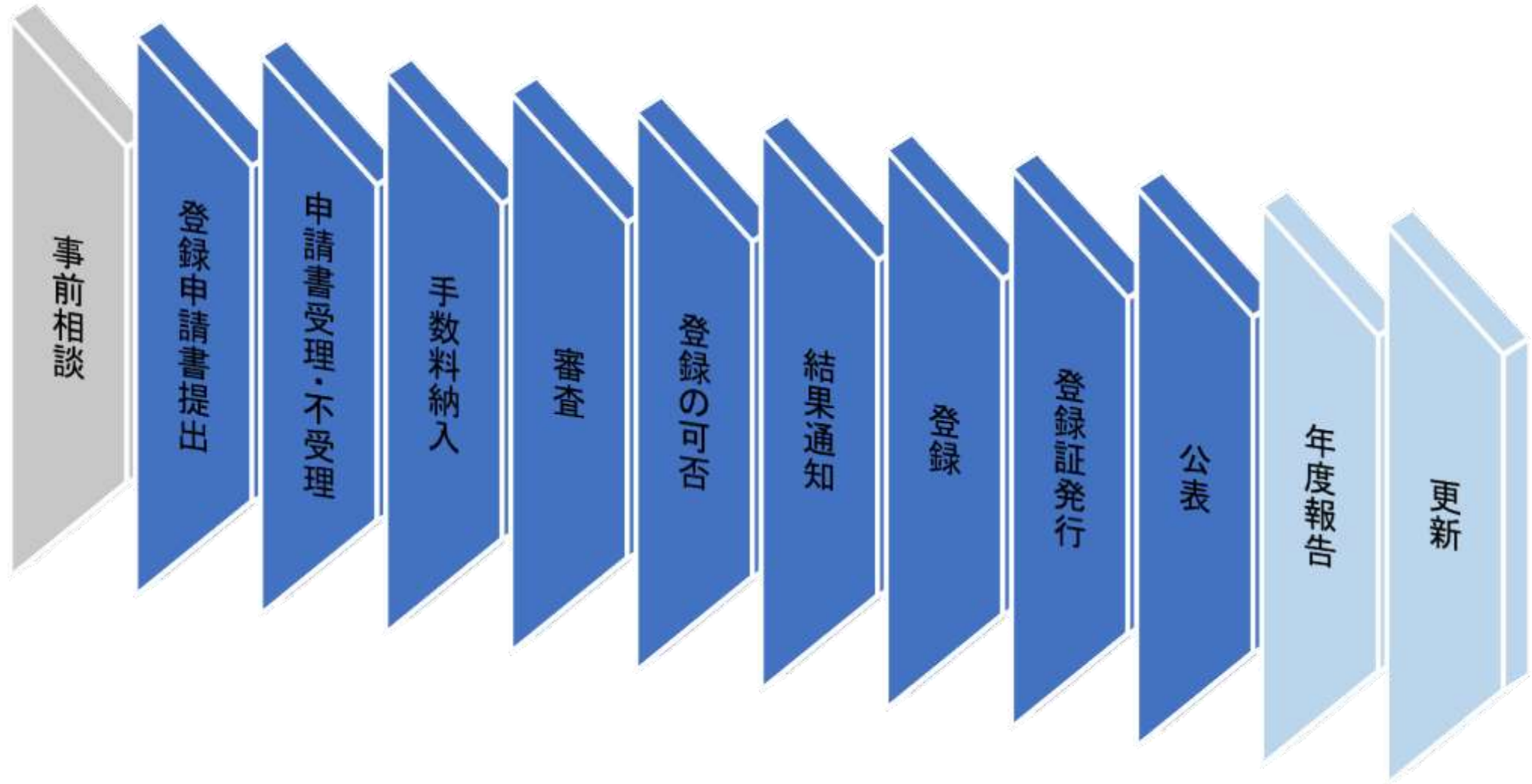
平成31年1月24日から登録木材関連事業者の登録申請の受付を開始。

登録番号	第006号
登録実施機関名 代表者	一般社団法人 北海道林産物検査会 理事長 高 藤 満
登録実施事務の対象	
対象事業	第一種木材関連事業 (北海道に本社を有するものが行うものに限る。) 第二種木材関連事業
事業の別	①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ②木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ③木質バイオマスを用いた発電事業
所在地	北海道札幌市中央区北3条西7丁目1番地5

# 登録実施機関一覧

登録実施機関名	登録実施事務の対象		事務所の所在地	問い合わせ先
	対象事業者	事業の別		
公益財団法人 日本合板検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都、北海道、岩手県、 埼玉県、愛知県、大阪府、 島根県、福岡県	03 5776 2680
公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業	東京都	03 5653 7662
一般財団法人 日本ガス機器検査協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都	03 3586 1686
一般社団法人 日本森林技術協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都	03 3261 9111
一般財団法人 建材試験センター	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都	03 3808 1124
一般社団法人 北海道林産物検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	北海道	011 251 7830

## 2. 登録の流れ



## 3. 事前相談

### 「事前相談」の目的

- CW法についてのご理解
- 登録木材関連事業者の責務
- 登録申請手順の説明
- 登録申請書の作成準備
- その他登録全般について確認

### 相談内容

- 申請者名、代表者職氏名、所在地
- TEL、FAX、HPの有無
- 担当者職氏名、Mailアドレス
- 第一、二種木材関連事業の別
- 木材等の種類、取扱量の数量等
- 合法木材証明制度等の認証、認定
- 登録実施手数料、登録免許税



## 事前相談(例1)

申請者名 又は名称	〇〇木材株式会社
代表者職氏名	代表取締役 〇〇〇〇
所在地	北海道札幌市〇条〇丁目〇番地〇
HP	<a href="http://www.〇〇〇〇〇.jp">http://www.〇〇〇〇〇.jp</a>
担当者職氏名	部長 〇〇〇〇
Tel	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (担当者と連絡が取れる番号)
Fax	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
Mail	〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp (担当者のメールアドレス)
第一種木材関連事業又は 第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業
製造、加工、輸入、販売、輸 出、建築又はバイオマス発 電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業



## 事前相談(例2)

林野庁が定める「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の所得

登録番号等	認証、認定等
〇〇 第 号	合法木材供給事業者認定書

### 木材等の入荷時の合法性の確認方法

「木材等の入荷の際に、林野庁のガイドラインに基づき合法木材であることを確認している納品書等により、合法性の確認を行います。」 など

### 木材等の出荷についての合法性に関する記載方法

「入荷の際に、合法性が確認できたことを、出荷伝票等に記載します。」 など

### 木材等の分別管理の方法

「合法性が確認された木材とそれ以外の木材を、原材料土場、製品倉庫で区分けを行い管理します。」 など





## 事前相談(例3)

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

### ①第一種木材関連事業の場合

部門、事務所、工場又は事業場	所在地	事業詳細	事業内容	木材等の種類		1年間の見込み (重量、体積、面積又は数量) [入荷] [出荷]		樹種	伐採された国又は地域
札幌工場	札幌市1条1丁目1番1号	立木購入、製材の製造販売	ひき板、角材の製造、販売	木材	丸太 ひき板 角材	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	トドマツ	日本
		立木購入、製材の製造販売	ひき板の製造、販売	木材	丸太 ひき板	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	カラマツ	日本
素材部門	苫小牧市1条西1丁目1番1号	丸太の購入、販売	丸太の販売	木材	丸太	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	スプルース	アメリカ



# 事前相談(例4)

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

## ②第二種木材関連事業の場合

部門、事務所、 工場又は事業 場の名称	所在地	事業 詳細	事業 内容	木材等の 種類		1年間の見込み (重量、体積、面積又は数量)	
						[入荷]	[出荷]
旭川工場	旭川市1条通1 丁目1番1号	丸太購入、製材 の製造、販売	ひき板、角材の 製造、販売	木材	ひき板 角材	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>
北見チップ工場	北見市1条通1 丁目1番1号	丸太購入、チップ の製造、販売	チップの製造、 販売	木材	丸太 チップ	m <sup>3</sup>	t

### ・プロジェクト単位の場合

プロジェクト名称

質問、確認事項など

# 登録申請書提出

## 登録申請書の作成

- ① 「第一、二種木材関連事業の別」、「製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別」及び「部門、事務所、工場等の名称、事業内容」、「木材等の種類、取り扱う見込みの数量」等を記載
- ② 合法木材の確認、記録の確認、分別管理等は、登録申請者の実施状況に応じて記載、定款、登記事項証明書、役員名簿等の添付
- ③ 登録免許税（15,000円）を金融機関から振込み又は印紙による納付

(別記様式1)

番号  
年 月 日

一般社団法人北海道林産物検査会  
理事長 高 藤 満 様

所在地  
氏名又は名称  
代表者

印

登 録 申 請 書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたいので、同法第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請書の記載事項

(1) 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別

- ① 第一種木材関連事業
- ② 第二種木材関連事業

(2) 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別

- ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
- ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- ③ 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

# 登録免許税（納付書）

国税 登録免許税 (納付書) 領収済通知書 (記入例) ¥ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

32618 3 1 2 2 1 サツホ`ロナカ 0 0 0 3 7 0 1 0

税目 トウロクメンキョウ税

本税 15000

重加算税

合計額 15000

住所 (電話番号) 住所 法人名

納期等の区分 1 2 3 4 5 6 7 0

証券受領 全額一括

00200

※ 登録免許税(15,000円)の領収証書の写しを提出



# 登録免許税（収入印紙）

(別記様式1)

一般社団法人北海道林産物検査会  
理事長 高藤 満 様

15,000円  
の印紙を  
貼り付け  
る。

令和〇年〇月〇日

所在地 北海道〇〇市〇条〇丁目〇番地〇  
氏名又は名称 〇〇〇〇株式会社  
代表者 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

登 録 申 請 書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたいので、同法第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。



# 申請書の受理・不受理、手数料納入

## 受理（不受理）の通知、請求書

- ① 申請書の内容確認（欠格事項、審査等の同意、添付書類等）を行い不備等がないことを確認して受理、通知
- ② 不備等があり補正に応じていただけない場合受理を拒否、通知
- ③ 受理の場合、登録申請手数料を請求
- ④ 申請者は、登録申請手数料を納入

北林検 第 ○号  
令和○年○月○日

### 登録申請書受理通知書

〇〇木材株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 様

一般社団法人北海道林産物検査会  
理事長 高 藤 満

登録申請書を受理しました。

令和○年○月○日に本会に提出された登録申請書について、

- (1) 申請の内容が本会の登録実施事務規程に定める登録業務の範囲であること。
- (2) 登録申請書等の内容に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3) 申請内容に明らかに瑕疵がないこと。

以上が確認されましたので、本申請を受理するとともに、本会に備える登録申請書受理台帳に記載します。

登録申請にあたり、申請手数料49,680円の納付をお願いします。(振込手数料は自己負担願います)。期日までに振り込みが確認できなかった場合には、登録審査を中止し、中止の旨を登録申請書受理台帳に記載することとなりますので、ご了承ください。

なお、登録審査は下記により実施する予定です。

記

1. 審査・判定スケジュール  
令和○年○月○日～○月○日（審査状況により変更があります。）
2. 担当者名  
一般社団法人北海道林産物検査会 ○○○○
3. その他  
特になし



# 登録実施手数料

(円)

事業の別	事業所数	新規登録	新規登録 合法認定	登録変更 ①	登録変更 ②	備考	
第一種 木材関連事業	9以下	32,000	30,000	29,000	22,000	※税別	
	10以上	40,000	38,000	36,000	28,000		
第二種 木材関連事業	9以下	30,000	28,000	27,000	20,000		
	10以上	38,000	36,000	34,000	26,000		
第一種及び第二種 木材関連事業者	9以下	48,000	46,000	43,000	24,000		
	10以上	56,000	54,000	50,000	30,000		
更新料	全事業種				11,000		
登録維持料	全事業種				10,000		
登録証発行手数料	全事業種				5,000		

登録変更： ①事業の別の変更 ②部門、事務所等又は木材等の種類

# 審査、登録の可否、結果通知

## 審査結果により登録の決定、登録通知書

- ① 登録申請の必要事項、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法、体制の設備に関する事項、欠格条項の抵触等の審査項目を確認
- ② 審査方法は書類審査のみ、TEL及びMail等により対応
- ③ 審査結果により登録基準の適合性を確認し、登録の可否を決定、通知

北林検 第 ○号  
令和○年○月○日

### 登録通知書

〇〇木材株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 様

一般社団法人北海道林産物検査会  
理事長 高 藤 満

貴社より申請された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「法」という）第 8 条の規定に基づく木材関連事業者の登録について、適当と判定されましたので、ここに通知いたします。

登録簿には、登録申請内容に基づき、以下の情報が登録の日から 5 年間記載されます。このうち、一部は公衆の閲覧及びインターネットにより開示されます。

#### 記

#### 1 登録簿に記載される内容

- (1) 木材関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の種類
  - ① 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
  - ② 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売する事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建設若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
  - ③ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
  - ④ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
  - ⑤ ④の木材等の一年間の重量、面積、体積又は数量の見込み
  - ⑥ 第一種木材関連事業者にあっては、当該第一種木材関連事業に係る④の木材等の原材料となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域
- (3) 登録年月日及び登録番号

#### 2 公衆の閲覧、インターネットに供する情報

- (1) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の種類
  - ① 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
  - ② 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売する事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建設若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
  - ③ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
  - ④ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
- (3) 登録年月日及び登録番号



# 登録、登録証発行、公表

## 登録木材関連事業者登録証の交付

- ① 申請者の登録を決定した場合、登録簿に記載し登録証を発行、交付
- ② 「登録木材関連事業者」の名称、CW法に基づく合法性の確認及び登録番号を使用できる
- ③ インターネット(当会HP、林野庁HP)による登録木材関連事業者として、登録を受けた者の名称、住所、代表者、事業の範囲、登録年月日、登録番号を公表





# 年度報告、更新

## 年度報告、更新・変更申請

- ① 登録木材関連事業者は毎年度1回以上、登録実施機関に合法伐採木材等の利用確保措置の実施状況「年度報告書」を提出
- ② 登録は、5年ごとに更新の申請を行わなければ効力を失う
- ③ 登録事項に変更があった場合、変更の登録申請を行う

(別記様式4)  
年度報告書

・報告期間: 年4月1日～ 年3月31日

登録番号	
所在地	
氏名又は名称	
代表者	

【第一種木材関連事業】

①木材

伐採区	樹種	木材の種類	入荷量		出荷量		合法性の確認方法及び追加的措置
			取引量(※)	うち合法性の確認ができた量	取引量	うち合法性の確認ができた量	
		① 丸太					
		②-1 2寸未満					
		②-2 2寸以上					
		③-1 薪炭					
		③-2 炭化材					
		④-1 合板					
		④-2 単板積層材					
		⑤-1 集成材					
		⑤-2 木質ペレット					
		⑤-3 プラグ					
		⑤-4 小片					

※木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業の場合は出荷量欄に販売量、輸入をする事業の場合は入荷量欄に輸入量を記載。  
※樹木の所有者から丸太を譲り受けて、木材として加工、輸出、販売する場合に仕入数量と出荷量を記載。

②家具、紙等の物品 (施行規則第2条)

家具、紙等の物品	伐採区	樹種	取引量(※)		合法性の確認方法及び追加的措置
			取引量	うち合法性の確認ができた量	

※家具等の製造、加工、輸出又は販売をする事業の場合は販売量、輸入をする事業の場合は輸入量を記載。

・譲り渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況について記載

・今後の取組方針



---

CW法の登録申請、お問い合わせ

〒060-0004

札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館4F

一般社団法人 **北海道林産物検査会**

TEL : 011-251-7830

FAX : 011-210-0454

HP : <http://hokurinken.jp>

---



---

ご清聴ありがとうございました。

登録実施機関  
一般社団法人北海道林産物検査会

---